

# 九州工業大学キャンパス全面禁煙宣言

国立大学法人九州工業大学は、主に下記の4つの観点から、学生並びに教職員の皆様の疾病予防、健康の維持・増進、さらには快適な学習・職場環境づくりを推進していくために、全キャンパスを2019年10月1日をもって全面禁煙とすることをここに宣言します。

## 1. 受動喫煙防止の科学的根拠

喫煙は喫煙者自身の健康を害するだけでなく、受動喫煙により非喫煙者の健康にも重大な害を与えます。分煙では受動喫煙を完全に防ぐことはできません。近年、世界各国で包括的な受動喫煙防止政策を施行することによって、循環器・呼吸器疾患・がん等の罹患率が有意に減少したとのエビデンスの高い疫学的知見が続々と報告されるに至り、受動喫煙防止はゆるぎない科学的根拠を有する疾病予防対策になっております。

## 2. 世界の動向

多くの国で受動喫煙防止関連法が制定され、公共施設では屋内外を問わず禁煙とすることはグローバル・スタンダード（世界標準）になりつつあります。特に大学キャンパスは未成年の学生を含めて多くの人々が集まるきわめて公共性の高い施設です。米国では、2017年11月時点で少なくとも1,743校の大学がキャンパス内での喫煙を禁止しているとの報告があります（米国疾病管理予防センター “Smoke-Free and Tobacco-Free Policies in Colleges and Universities-United States and Territories, 2017”）。

## 3. 本学の基本理念

九州工業大学は、わが国の産業発展のため、品格と創造性を有する人材を育成することを基本理念とする高等教育機関です。近年、働く人々の健康確保と快適な職場環境づくりの観点から職場内禁煙ひいては就業時間内禁煙とする企業・自治体が増えてまいりました。本宣言をもってキャンパスを全面禁煙として、学生の皆様を入学後も喫煙習慣を身につけさせずに育成し実社会に送り出すことは本学の理念にも通ずるところです。

## 4. わが国における法の要請

折しも2018年7月25日公布の「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、改正健康増進法）により、大学は第一種施設として敷地内禁煙が原則義務づけられました。

以上、科学的根拠、世界の動向、本学の理念に鑑み、また、改正健康増進法に則って、受動喫煙による学生、教職員、及び来学される学外の皆様の健康を守るために、この度九州工業大学全キャンパスを全面禁煙とすることを宣言するに至った次第です。

関係者各位には本宣言の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い致します。

本宣言を発した後、2019年10月1日までの間を周知・移行準備期間として、受動喫煙防止に関する啓発、禁煙支援、並びに環境整備等を順次進め、同日をもって全面禁煙とします。

2019年1月15日

国立大学法人九州工業大学学長  
尾家 祐二